

細田正治等利用シ争議不参ノ態度ヲ取リシムハハク對策ヲ講シ  
二十七日工場長側方ニ於テ協議シタル結果組合ハ形式上職首  
者ノ聚来アリタル後直ニ委員會ヲ開権シ

(1) 第一回解雇ハ不良分子(松沢外十四名)ノ解雇ヲ承認スルコト  
(2) 解雇發表ト同時ニ開権サルヘキ従業員大會ニ岡本大森分會  
ノ解雇ノ動議ヲ出シ急速ニ解雇ヲ行フ

(3) 分會ヲ解雇シ後調團體ヲ組織スルコト  
(4) 請員制度ヲ廢シ常備制度ヲトルコト

(5) 常備制度復活ト共ニ第二回ノ整理トシテ十五名ノ勇退組ヲ  
出スコト

但シ會社ハ表彰等ノ方法ヲ以テ精神的ニ慰勞ヲ與ヘ退職手  
當ニ一人宛六十日分ヲ支給スルコト

等ノ中合セテ居リ態度極メテ強硬ナリ  
ハ従業員側

従業員等ハ関東労働者組合大森分會ヲ組織シ居ルモ分會幹部  
ノ大部分ハ前叙ノ通り被解雇ニ對スル同情等ノ積極的態度ヲ  
避クハク決議シ岡本大森分會ニ對シテ又土力意思ヲ表示シ居  
リ中田等エヒテ諒トシ態度強硬ナラス

以上ノ如キ情勢ニアルヲ以テ被解雇等又争議團ヲ結成シ積極  
的抗争ヲ為スコク如キ舉ニ出テサル模様ナリ

右及申(通)報候也